

指定給水装置工事事業者の指定又は更新の申請をされる方へ

■企業団の指定給水装置工事事業者は、令和5年4月から水道事業ごとではなく、企業団として1指定（企業団に統合した水道事業で共通指定）としています。指定又は更新は、水道センターのうちご希望される水道センター1か所に申請してください。

■申請手続に必要な書類

No.	新規	更新	申請手続に必要な書類	個人	法人
1	○	○	（指定・更新）申請書類チェックリスト	○	○
2	○	○	指定給水装置工事事業者指定申請書 【様式第1】 （表面と裏面がありますので、両面とも記入してください。）	○	○
3	○	○	機械器具調書 【別表】	○	○
4	○	○	欠格事項に該当しないことの誓約書 【様式第2】	○	○
5	○	※1	給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 【様式第3】	○	○
6	○	○	「住民票の写し」 コピー不可 （発行日から3か月以内のもので個人番号の記載のないもの）	○	—
7	○	○	「定款」の写し（原本証明をした直近のもの）	—	○
8	○	○	「登記事項証明書」（発行日から3か月以内のもの） コピー不可	—	○
9	○	○	選任される「給水装置工事主任技術者の免状又は技術者証」の写し	○	○
10	—	○	【確認様式1】講習会受講実績及び業務内容等の確認	○	○
11	—	○	【確認様式2】給水装置工事主任技術者等の研修受講実績等の確認	○	○
12	—	○	【確認様式3】適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況等の確認	○	○
13	—	○	（旧）の「指定給水装置工事事業者指定証」（原本） ⇒新しい指定証の交付にあわせ、回収し、処分します。	○	○
14	—	※2	指定給水装置工事事業者 指定事項変更届出書 【様式第10】	○	○

※1 給水装置工事主任技術者の変更がある場合は、提出が必要です。

※2 更新申請に際し、事業所の所在地、代表者や役員の氏名等の指定事項の変更がある場合は、「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10）」の提出も必要です。指定事項の変更に当たっては、企業団ウェブページ記載の届出内容をご確認ください。

○ 更新申請の際には、No.10～12の確認事項に係る様式を提出していただきますが、それぞれ受講を証明する書類の写しの添付が必要です。

○ 【確認様式】の1～3で確認させていただいた情報については、お客さま（住民）への情報提供の充実を図るため、今後、当企業団のウェブページにて公表していく予定ですが、当分は、指定番号・名称（商号・屋号）、事務所の所在地、電話番号、指定の有効期間の満了日のみを公表します。

○ 指定給水装置工事事業者証は、希望の有無にかかわらず指定又は更新の際に交付します。（指定証には、指定の有効期間の満了日を明記）

○ なお、書換えや紛失等による指定証の再交付をご希望の際は、「指定給水装置工事事業者証再交付申請書」にて申請してください。

■事務手数料

- 指定手数料（指定証の交付含む。） 1 指定につき 10,000円
- 指定更新手数料（指定証の交付含む。） 1 指定につき 10,000円
- 指定証再交付手数料 1 枚につき 2,000円

※ 手数料は、申請時に窓口にて納めていただき、その後審査を開始します。

■窓口受付（年末年始を除く月曜日～金曜日の開庁時間）

受付場所：ご希望される水道センター1か所で受付

※原則、窓口での申請としていますが、希望者に限り、郵送による申請も受け付けます。

〔指定〕… 随時受付

新規指定の有効期間は、指定日から5年間となります。

〔更新〕… 有効期間が満了する月の4か月前から2か月前まで

（例）指定の有効期間の満了日がR7.4.30の場合、更新申請の受付期間はR6.12.2～R7.2.28

更新の有効期間は、前回指定満了日の5年後となります。

更新申請の受付期間＜早見表＞

指定の有効期間の満了日	更新申請の受付期間
4月中	12月～2月末
5月中	1月～3月末
6月中	2月～4月末
7月中	3月～5月末
8月中	4月～6月末
9月中	5月～7月末
10月中	6月～8月末
11月中	7月～9月末
12月中	8月～10月末
1月中	9月～11月末
2月中	10月～12月末
3月中	11月～1月末

◎ 指定の有効期間満了の際に、あらかじめ水道センターから通知はしませんので、ご注意ください。

■指定又は更新の通知

各水道センターから指定又は更新の手続が完了した旨の通知をします。（電話連絡）

指定又は更新までの手続に要する期間は、申請から1か月程度です。

■指定証の交付

各水道センターから指定又は更新の手続が完了した旨の通知をした後に窓口で指定証を交付しますので、速やかにお受け取り願います。

なお、更新の場合は、新しい指定証の交付時に旧の指定証を返納してください。

■お問合せ先

センター名	住 所	電話番号
岸和田水道センター	〒596-0074 岸和田市本町6番1号（岸和田市役所別館2階内）	072-423-9590（直通）
八尾水道センター	〒581-0007 八尾市光南町一丁目4番30号	072-923-6308（直通）
富田林水道センター （水道お客様センター）	〒584-8511 富田林市常盤町1番1号（富田林市役所地下）	0721-20-6400（直通）
柏原水道センター	〒582-0016 柏原市安堂町1番55号（柏原市役所内）	072-972-1645（直通）
高石水道センター	〒592-8585 高石市加茂4丁目1番1号（高石市役所内）	072-275-6426（直通）
藤井寺水道センター	〒583-0027 藤井寺市岡一丁目1番1号（藤井寺市役所内）	072-939-1324（直通）
泉南水道センター	〒590-0521 泉南市樽井737番地	072-482-6552（直通）
四條畷水道センター	〒575-0051 四條畷市中野本町1番44号	072-876-6221（直通）
大阪狭山水道センター	〒589-0005 大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1（大阪狭山市役所内）	072-349-9413（直通）
阪南水道センター	〒599-0204 阪南市鳥取74番地の1	072-470-2155（代表）
豊能地域水道センター	〒563-0103 豊能郡豊能町東ときわ台一丁目2番地の3	072-738-3311（直通）
忠岡水道センター	〒595-0805 泉北郡忠岡町忠岡東一丁目34番1号（忠岡町役場内）	0725-22-1122（代表）
熊取水道センター	〒590-0422 泉南郡熊取町希望が丘二丁目15番4号	072-452-0357（直通）
田尻水道センター	〒598-0091 泉南郡田尻町嘉祥寺375番地1（田尻町役場内）	072-466-5012（直通）
岬水道センター	〒599-0303 泉南郡岬町深日2000番地の1（岬町第2庁舎内）	072-492-4140（直通）
南河内地域水道センター	〒583-0995 南河内郡太子町大字太子353番地の1	0721-98-5536（直通）